

8 保医医人第 1 4 8 5 号
令和 8 年 8 月 1 7 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

東京都保健医療局長
高 崎 秀 之
(公印省略)

医師の専門研修に関する協議について（意見書）

令和 8 年 3 月 25 日付医政医発 0325 第 2 号「医師の専門研修に関する協議について」を踏まえ、都内基幹施設による各プログラムの内容の地域の医療提供体制への影響について協議を行いました。

その結果、東京都地域医療対策協議会として、令和 9 年度における専門医制度の実施及び実施体制等について、厚生労働省及び一般社団法人日本専門医機構に対し、下記のとおり要望いたします。また、所定の確認事項に合わせた意見は、全診療科共通のものとして別紙様式により提出いたします。

これらを十分に考慮した上で制度を実施するとともに、令和 5 年度に国が実施した厚生労働科学特別研究においてシーリングの効果検証を実施し、他の視点からの継続的な解析が必要との結果が示されていることから、見直しに当たっては、都の意見を十分に踏まえていただきますよう重ねて要望いたします。

記

- 1 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにおいて、医師偏在対策は中堅・シニア世代を含むすべての世代の医師へアプローチするとされたが、専門研修の過程においては、専門医の質の向上という制度本来の目的に鑑み、医師の偏在是正の観点からの取組を過度に推し進めることなく、専攻医の声を十分に取り入れたうえで、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにすること。

専門医制度の変更を行う際においても、各施設で質の高い研修プログラムを策定できるよう、拙速に進めるのではなく、必要な時間を十分確保すること。

- 2 都内施設においては、これまでのシーリング実施により十分な数の医師を確保することができなくなり、その結果、医師少数県や都内の医師少数区域への派遣がすでに困難になっているという実態もある。入院・外来や救急搬送の受け入れ等、現在の診療体制を維持できないことや、他道府県を含むさらなる派遣の縮小による地域医療への影響などが懸念されることから、都において今後見込まれる医療需要の増加にも鑑み、専攻医の定員数及び採用者数の増員を検討すること。また、都内医療機関が担っている医師の派遣機能等に鑑み、指導医の派遣に係る実績を正当に評価するため、定員数への加算上限を撤廃すること。

- 3 医師の働き方改革の影響を十分に考慮した上で、個々の医療機関及び都道府県の医療体制に深刻な影響を及ぼすことのないよう、地域の医療機関の役割及び医師少数区域をはじめとした都道府県内の地域差などにも留意し、適切な運用を図ること。

- 4 地域枠により都が医師の確保に努めている領域については、定員数及び採用者数の制限をしないこと。

- 5 公立病院は、地方独立行政法人化後も引き続き行政的医療を担う都立病院をはじめとして、都内に不足する地域医療の安定的な確保のために重要な役割を果たしていることから、定員数及び採用者数の配分に当たっては、削減とならないよう、十分考慮すること。
- 6 登録及び採用から研修終了まで、専攻医に出産・育児・介護など様々なライフイベントが発生したとしても、それぞれのライフステージに合った柔軟な取扱いを可能とし、~~特に、地域枠医師については、~~キャリアに不利益な影響を及ぼすことがないよう十分な措置を講じるとともに、医師の偏在対策を目的とした連携型のプログラムによって費用の追加負担等を強いることがないよう、専攻医の立場に立った運営を行うこと。
- 7 専門研修のほか、初期臨床研修においても、医師の偏在対策を目的とした連携型のプログラムが適用されたが、連携先施設での症例数や指導体制等を十分確保することが必要であり、地域偏在対策を推し進めるあまり、研修の質が損なわれることがあってはならないこと。
また、医師偏在における連携型のプログラムの効果を明らかにすること。
- 8 一般社団法人日本専門医機構は、専門医制度を開かれた制度とするため、医療機関や専攻医等への情報提供や国民への情報公開を徹底すること。
- 9 厚生労働省は、医師法第16条の10の規定及びその趣旨に則り、都道府県が地域医療対策協議会において地域の医療提供体制の確保に与える影響等を適切に協議できるよう、必要な情報を適切な時期に正確かつ合理的な内容及び形式で提供するとともに、広く都道府県の意見を聴取し施策に反映し、その結果については速やかに都道府県へ報告すること。
- 10 都が提出した意見書の内容が、国においてどのように検討された上で医師専門研修部会に諮られ、制度に反映されたのか、具体的な検討の過程と結果を都に対して回答すること。